

令和4年度 米穀流通・食品表示監視実績

1. 一般巡回調査における不適正率

① 法律別不適正率

年 度	食品表示法	米トレーサビリ ティ法 ^{*1}	牛トレーサビリ ティ法 ^{*2}	JAS法 ^{*3} (有機表示)	食糧法 ^{*4}	農産物 検査法	水産動植物 ^{*5} 流通適正化法
令 和 3 年 度	0.5%	7.6%	0.1%	0.1%	0.9%	4.6%	
令 和 4 年 度	0.5%	4.2%	0.1%	0.3%	0.3%	4.4%	1.5%

^{*1}：米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律

^{*2}：牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法

^{*3}：日本農林規格等に関する法律

^{*4}：主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律

^{*5}：特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律

② 法律別・業態別不適正率の内訳

【食品表示法】

年 度	合 計	小 計	小 売 店 舗											加 工 製 造 事 業 者
			百 貨 店	総 合 ス ー パ ー	食 料 品 ス ー パ ー	(食 料 品 専 門 店 青 果)	(食 料 品 専 門 店 精 肉)	(食 料 品 専 門 店 鮮 魚)	ス コ ン ビ ニ エ ン ス ト ア	ド ラ ッ グ ス ト ア	ス デ イ ス カ ウ ン ト	ホ ー ム セ ン タ ー	そ の 他	
令 和 3 年 度	0.5%	0.4%	0.0%	0.8%	0.3%	0.0%	0.0%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%
令 和 4 年 度	0.5%	0.3%	0.0%	0.3%	0.3%	0.0%	0.2%	0.6%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%

【米トレーサビリティ法】

年 度	合 計	生産者	米穀販売 事業者	食料品製造 事業者	外食事業者
令 和 3 年 度	7.6%	18.2%	3.6%	2.8%	1.7%
令 和 4 年 度	4.2%	10.9%	2.6%	0.9%	1.7%

【牛トレーサビリティ法】

年 度	合 計	小 計	生産段階		小 計	流通段階		
			牛の管理者	と畜者		小売業者	中間流通業者	特定料理 提供業者
令 和 3 年 度	0.1%	0.2%	0.1%	6.9%	0.1%	0.1%	0.9%	0.5%
令 和 4 年 度	0.1%				0.1%	0.1%	0.0%	0.3%

注：令和4年度より生産段階の一般巡回調査は実施していないため、流通段階のみの一般巡回調査の不適正率。

2. 法律別違反の状況

① 食品表示法

表 1－1 品目別・違反内容別の違反件数

年 度	措置事業者数	違 反 品 目										違 反 の 内 容							
		生 鮮 食 品					加 工 食 品					生 鮮 食 品				加 工 食 品			
		計	農 産 物	畜 産 物	水 産 物	米	計	農 産 加 工 品	畜 産 加 工 品	水 産 加 工 品	そ の 他 加 工 品	計	原 産 地 の 誤 表 示 ・ 不 表 示	原 料 玄 米 の 誤 表 示 ・ 不 表 示	そ の 他	計	原 材 料 名 の 誤 表 示 ・ 不 表 示	原 産 国 名 の 誤 表 示 ・ 不 表 示	原 料 原 産 地 名 の 誤 表 示 ・ 不 表 示
令和 3 年度	158		70 (100%)	23 (33%)	14 (20%)	27 (39%)		6 (9%)	98 (100%)	31 (32%)	9 (9%)		26 (27%)	32 (33%)	70 (100%)		57 (81%)	1 (1%)	12 (17%)
令和 4 年度	164	84 (100%)	21 (25%)	24 (29%)	36 (43%)	3 (4%)	92 (100%)	29 (32%)	15 (16%)	27 (29%)	21 (23%)	84 (100%)	71 (85%)	2 (2%)	11 (13%)	92 (100%)	35 (38%)	45 (49%)	12 (13%)

注 1：一般巡回調査、食品表示110番、科学的分析を端緒として違反を確認し、指示・指導の措置を行った件数。

注 2：1 事業者に対し複数の品目で措置を行った場合があるので、事業者数と品目の計が合致しない場合がある。

注 3：原料玄米の誤表示・不表示とは、袋詰精米の原料の玄米に関する表示（産地、品種又は年産）の誤りや不表示による違反である。

注 4：比率は、四捨五入の関係で計が100%にならない場合がある。

表 1 - 2 業態別・主な違反内容別の違反件数

年 度	措置事業者数																		
		小 売 業 者						中 間 流 通 業 者						加 工 製 造 業 者					
		計	生鮮食品		加工食品			計	生鮮食品		加工食品			計	生鮮食品		加工食品		
			小計	原産地の誤表示・不表示	小計	原材料名の誤表示・不表示	原料・原産地名の誤表示・不表示		小計	原産地の誤表示・不表示	小計	原材料名の誤表示・不表示	原料・原産地名の誤表示・不表示		小計	原産地の誤表示・不表示	小計	原材料名の誤表示・不表示	原料・原産地名の誤表示・不表示
令和3年度	158 (100%)	76 (48%)	46 (100%)	42 (91%)	33 (100%)	13 (39%)	12 (36%)	18 (11%)	16 (100%)	12 (75%)	2 (100%)	1 (50%)	1 (50%)	64 (41%)	8 (100%)	3 (38%)	63 (100%)	26 (41%)	20 (32%)
令和4年度	164 (100%)	105 (64%)	66 (100%)	57 (86%)	45 (100%)	16 (36%)	24 (53%)	16 (10%)	14 (100%)	11 (79%)	2 (100%)	2 (100%)	0 (0%)	43 (26%)	4 (100%)	3 (75%)	45 (100%)	17 (38%)	21 (47%)

注 1：一般巡回調査、食品表示110番、科学的分析を端緒として違反を確認し、指示・指導の措置を行った件数。

注 2：1 事業者に対して複数品目について措置している場合があるので、小計と計が合致しない場合がある。

注 3：比率は、四捨五入の関係で計が100%にならない場合がある。

② 米トレーサビリティ法

表 2 業態別・違反内容別の違反件数

	違反の内容																													
	合 計	違反の内容					生 産 者					米穀販売事業者					食料品製造事業者					外食事業者								
		取引等の記録の作成	米穀事業者間における産地情報の伝達	搬出、搬入等の記録の作成	記録の保存	一般消費者に対する産地情報の伝達	小 計	取引等の記録の作成	米穀事業者間における産地情報の伝達	搬出、搬入等の記録の作成	記録の保存	一般消費者に対する産地情報の伝達	小 計	取引等の記録の作成	米穀事業者間における産地情報の伝達	搬出、搬入等の記録の作成	記録の保存	一般消費者に対する産地情報の伝達	小 計	取引等の記録の作成	米穀事業者間における産地情報の伝達	搬出、搬入等の記録の作成	記録の保存	一般消費者に対する産地情報の伝達	小 計	取引等の記録の作成	米穀事業者間における産地情報の伝達	搬出、搬入等の記録の作成	記録の保存	一般消費者に対する産地情報の伝達
令和3年度	196 (100%)	116 (59%)	29 (15%)	29 (15%)	4 (2%)	18 (9%)	153 (78%)	100 (65%)	24 (16%)	25 (16%)	0 (0%)	4 (3%)	19 (10%)	10 (53%)	4 (21%)	4 (21%)	1 (5%)	0 (0%)	4 (2%)	1 (25%)	1 (25%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (50%)	20 (10%)	5 (25%)	0 (0%)	0 (0%)	3 (15%)	12 (60%)
令和4年度	115 (100%)	66 (57%)	15 (13%)	18 (16%)	1 (1%)	15 (13%)	77 (67%)	53 (69%)	10 (13%)	12 (16%)	0 (0%)	2 (3%)	18 (16%)	8 (44%)	4 (22%)	5 (28%)	1 (6%)	0 (0%)	1 (1%)	0 (0%)	1 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	19 (17%)	5 (26%)	0 (0%)	1 (5%)	0 (0%)	13 (68%)

注 1：一般巡回調査、食品表示110番を端緒として違反を確認し、指導の措置又は都道府県等へ回付した件数。

注 2：比率は、四捨五入の関係で計が100%にならない場合がある。

③ 牛トレーサビリティ法

表 3 - 1 (流通段階) 業態別・違反内容別の違反件数

年 度	措 置 事 業 者 数	違反の内容																								
		違反の内容					と畜者					小売業者					中間流通業者					特定料理提供業者				
		計	個 体 識 別 番 号 等 の 不 表 示	個 体 識 別 番 号 等 の 誤 表 示	帳 簿 の 不 備	そ の 他	小 計	個 体 識 別 番 号 等 の 不 表 示	個 体 識 別 番 号 等 の 誤 表 示	帳 簿 の 不 備	そ の 他	小 計	個 体 識 別 番 号 等 の 不 表 示	個 体 識 別 番 号 等 の 誤 表 示	帳 簿 の 不 備	そ の 他	小 計	個 体 識 別 番 号 等 の 不 表 示	個 体 識 別 番 号 等 の 誤 表 示	帳 簿 の 不 備	そ の 他					
令和3年度	77	94 (100%)	13 (14%)	61 (65%)	20 (21%)	0 (0%)	0 -	0 -	0 -	0 -	57 (61%)	4 (7%)	42 (74%)	11 (19%)	0 (0%)	28 (30%)	6 (21%)	14 (50%)	8 (29%)	0 (0%)	9 (10%)	3 (33%)	5 (56%)	1 (11%)	0 (0%)	
令和4年度	102	128 (100%)	16 (13%)	75 (59%)	31 (24%)	6 (5%)	4 (3%)	1 (25%)	1 (25%)	2 (50%)	0 (0%)	73 (57%)	8 (11%)	49 (67%)	14 (19%)	2 (3%)	32 (25%)	3 (9%)	16 (50%)	9 (28%)	4 (13%)	19 (15%)	4 (21%)	9 (47%)	6 (32%)	0 (0%)

注 1 : 一般巡回調査、食品表示110番、科学的分析を端緒として確認し、勧告・指導の措置を行った件数。

注 2 : 1 事業者に対して複数違反について措置を行っている場合があるので、事業者数と違反内容の計が合致しない場合がある。

注 3 : 比率は、四捨五入の関係で計が100%にならない場合がある。

表 3－2 DNA鑑定の不一致率

年 度	合 計	と畜者	小売業者	中間流通業者	特定料理提供業者
令和 3 年度	2.3%	-	2.1%	9.7%	6.0%
令和 4 年度	2.2%	-	1.6%	25.0%	6.2%

注： 不一致率の数値は、国内でと畜される全ての牛の枝肉から採取・保管された照合用サンプルと、小売店等から購入した牛肉とを照合し、その同一性をDNA分析により鑑定し、不一致となった割合。

④ JAS法（有機表示）

表 4 業態別・違反内容別の違反件数

年度	違反事業者数	違反の内容																													
		計	違反の内容				出荷業者					小売業者					卸売業者・輸入業者					製造業者					認定事業者				
			不適切な「有機」等の表示	輸入品に不適切な「オーガニック」等の表示	不適切な「有機JASマーク」を表示	「JASマーク」と紛らわしいマークを表示	不適切な「有機」等の表示	輸入品に不適切な「オーガニック」等の表示	不適切な「有機JASマーク」を表示	「JASマーク」と紛らわしいマークを表示	不適切な「有機」等の表示	輸入品に不適切な「オーガニック」等の表示	不適切な「有機JASマーク」を表示	「JASマーク」と紛らわしいマークを表示	不適切な「有機」等の表示	輸入品に不適切な「オーガニック」等の表示	不適切な「有機JASマーク」を表示	「JASマーク」と紛らわしいマークを表示	不適切な「有機」等の表示	輸入品に不適切な「オーガニック」等の表示	不適切な「有機JASマーク」を表示	「JASマーク」と紛らわしいマークを表示	不適切な「有機」等の表示	輸入品に不適切な「オーガニック」等の表示	不適切な「有機JASマーク」を表示	「JASマーク」と紛らわしいマークを表示					
令和3年度	14	14	11	2	1	0	3	3	0	0	0	6	4	1	1	0	2	1	1	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0
令和4年度	29	30	27	2	0	1	2	2	0	0	0	15	14	0	0	1	4	2	2	0	0	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0

注1：一般巡回調査、食品表示110番、買上調査を端緒として違反を確認し、指示・指導の措置を行った件数。

注2：1事業者に対して複数違反について措置を行っている場合があるので、事業者数と違反内容の計が合致しない場合がある。

注3：不適切な「有機」等の表示とは、有機JASマークを付さずに「有機」等を表示したことによる違反。

注4：輸入品に不適切な「オーガニック」等の表示とは、有機JASマークがない輸入品に「オーガニック」等の表示をしたまま販売したことによる違反。

注5：比率は、四捨五入の関係で計が100%にならないことがある。

⑤ 食糧法

表 5 - 1 業態別・違反内容別の違反件数

年度	違反事業者数	違反の内容																				
		計	違反の内容				生産者				食料品製造事業者				中間流通業者				畜産事業者			
			(省令第2条)	用途限定米穀の用途外使用	用途限定米穀の保管時に講ずべき措置(省令第3条)	用途限定米穀の販売時に講ずべき措置(省令第4条)	小計	(省令第2条)	用途限定米穀の用途外使用	用途限定米穀の保管時に講ずべき措置(省令第3条)	用途限定米穀の販売時に講ずべき措置(省令第4条)	小計	(省令第2条)	用途限定米穀の用途外使用	用途限定米穀の保管時に講ずべき措置(省令第3条)	用途限定米穀の販売時に講ずべき措置(省令第4条)	小計	(省令第2条)	用途限定米穀の用途外使用	用途限定米穀の保管時に講ずべき措置(省令第3条)	用途限定米穀の販売時に講ずべき措置(省令第4条)	
令和3年度	6	6	4	2	0	6	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
令和4年度	2	2	2	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	

注 1：一般巡回調査、食品表示110番を端緒として違反を確認し、指導の措置又は都道府県等へ回付した件数。
注 2：省令とは、食糧法第 7 条の 2 に基づき定められた 米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成21年農林水産省令第63号）のこと。
注 3：比率は、四捨五入の関係で計が100%にならないことがある。

表 5 - 2 対象米穀別・違反内容別の違反件数

年度	対象米穀	計	違反の内容			
			用途外使用の禁止	保管時の措置	販売時の用途表示	その他（販売先との契約書等）
令和3年度	飼 料 用 米	5	3	2	0	0
	加 工 用 米	0	0	0	0	0
	そ の 他	1	1	0	0	0
	計	6	4	2	0	0
令和4年度	飼 料 用 米	1	1	0	0	0
	加 工 用 米	1	1	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0
	計	2	2	0	0	0

注 1：「その他」は、米粉用米、備蓄米、輸出用米、MA 米。
注 2：比率は、四捨五入の関係で計が100%にならないことがある。

⑥ 農産物検査法

表 6－1 業態別・違反内容別の違反件数

年 度	違反事業者数	違 反 の 内 容											登 録 検 査 機 関											生 産 者											中 間 流 通 業 者										
		計	農産物検査の不正請求 (法第3条)	検査証明 (法第13条)	検査証明の未抹消使用 (法第14条)	検査機関の区域外検査 (法第15条)	売買業者の銘柄検査 (法第20条)	検査義務 (法第20条)	農産物検査結果の報告 (法第20条)	帳簿の記載 (法第25条)	業務規程違反 (法第24条)	その他	小計	農産物検査の不正請求 (法第3条)	検査証明 (法第13条)	検査証明の未抹消使用 (法第14条)	検査機関の区域外検査 (法第15条)	売買業者の銘柄検査 (法第20条)	検査義務 (法第20条)	農産物検査結果の報告 (法第20条)	帳簿の記載 (法第25条)	業務規程違反 (法第24条)	その他	小計	農産物検査の不正請求 (法第3条)	検査証明 (法第13条)	検査証明の未抹消使用 (法第14条)	検査機関の区域外検査 (法第15条)	売買業者の銘柄検査 (法第20条)	検査義務 (法第20条)	農産物検査結果の報告 (法第20条)	帳簿の記載 (法第25条)	業務規程違反 (法第24条)	その他	小計	農産物検査の不正請求 (法第3条)	検査証明 (法第13条)	検査証明の未抹消使用 (法第14条)	検査機関の区域外検査 (法第15条)	売買業者の銘柄検査 (法第20条)	検査義務 (法第20条)	農産物検査結果の報告 (法第20条)	帳簿の記載 (法第25条)	業務規程違反 (法第24条)	その他
令和3年度	4	6	0	2	1	0	0	2	0	1	0	0	5	0	2	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
令和4年度	5	9	0	4	1	0	0	1	0	1	2	0	8	0	4	0	0	0	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0

注1：一般巡回調査、食品表示110番を端緒として違反を確認し、命令・勧告・指導の措置又は都道府県等へ回付した件数。

注2：比率は、四捨五入の関係で計が100%にならない場合がある。

表 6－2 農産物検査法業務規程違反の内容

年 度	合 計	業 務 規 程 違 反 件 数 合 計																							
		検査請求の内容を十分に確認せず検査を実施	小 計	検 査 結 果 通 知 書 の 記 載 内 容 が 不 適 切												検査手数料の不適正	検査員認印を業務規程に定めのない書類に押印	検査結果通知書の非通知	農産物検査員の研修会の未開催	検査請求書受付簿の未作成、誤記載	等級証印等管理簿の未作成	環境点検実施状況確認簿の未作成	倉庫管理簿の未作成	内部監査の未実施	その他
				包装、量目等の誤記載	銘柄名の誤記載	誤記載	検査場所名の未記入、誤記載	農産物の種類名の未記入、誤記載	誤記載	検査請求者氏名、住所の誤記載	検査年月日の誤記載	検査数量の誤記載	産年の誤記載	等級の誤記載	格付理由の誤記載										
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
令和4年度	2	2	1	1	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	

注1：1事業者が複数の条項に違反している場合があり、合計と違反項目とは一致しない場合がある。

注2：「検査結果通知書の記載内容が不適切」の詳細については、重複している場合があり、合計とは一致しない場合がある。

注3：比率は、四捨五入の関係で計が100%にならない場合がある。

⑦ 特定水産動植物等の国内流通の適正化に関する法律

表 7 業態別・違反内容別の違反件数

年 度	違反事業者数	違反の内容																							
		計	違反の内容			小計	漁協・漁連			小計	流通事業者			小計	加工・製造事業者			小計	外食事業者			小計	小売事業者		
			届出採捕者による情報の伝達に係る違反 （第4条）	取扱事業者間における情報の伝達に係る違反 （第5条）	記録の作成及び保存に係る違反 （第6条）		届出採捕者による情報の伝達に係る違反 （第4条）	取扱事業者間における情報の伝達に係る違反 （第5条）	記録の作成及び保存に係る違反 （第6条）		届出採捕者による情報の伝達に係る違反 （第4条）	取扱事業者間における情報の伝達に係る違反 （第5条）	記録の作成及び保存に係る違反 （第6条）		届出採捕者による情報の伝達に係る違反 （第4条）	取扱事業者間における情報の伝達に係る違反 （第5条）	記録の作成及び保存に係る違反 （第6条）		届出採捕者による情報の伝達に係る違反 （第4条）	取扱事業者間における情報の伝達に係る違反 （第5条）	記録の作成及び保存に係る違反 （第6条）		届出採捕者による情報の伝達に係る違反 （第4条）	取扱事業者間における情報の伝達に係る違反 （第5条）	記録の作成及び保存に係る違反 （第6条）
令和4年度	8	11	1	2	8	3	1	0	2	6	0	2	4	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1

注1：一般巡回調査、食品表示110番を端緒として確認し、勧告・指導の措置又は口頭指導を行った件数。

注2：法律が施行された令和4年12月以降の実績。